

# 社団法人大月法人会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人会は社団法人大月法人会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は山梨県都留市に置く。

(支部及び部会)

第3条 本会は理事会の決議を経て理事会に直属する支部、青年部会、女性部会、及び必要な部会を置く事ができる。  
2・支部及び青年部会、女性部会、及びその他の部会の活動については別に定める。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、健全な納税者団体として税務・経営知識の普及に努めるとともに、あわせてよき法人企業をめざすものの団体としての活動をもって税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
一・納税道義の高揚と税務知識の普及に資する各種の事業  
二・税制、税法に関する調査研究並びに意見具申  
三・法人会会員の研鑽等、会員企業の健全な発展に資する各種事業  
四・機関誌並びに税務、経営関係各種資料の刊行配布  
五・関係諸官庁並びに友誼団体との協調  
六・社団法人山梨県法人会連合会並びに各法人会との相互連携  
七・会員の福利厚生に関する事業の企画と実施  
八・地域社会への貢献等、社会の健全な発展に資する各種の事業

九・その他、本会の目的達成に必要な事業

### 第3章 会 員

#### (会員の資格)

- 第6条 本会の会員は、正会員、賛助会員及び名誉会員とし、正会員は民法上の社員とする。
- 2・正会員は大月税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事業所で本会の目的及び事業に賛同する者とする。
  - 3・賛助会員は、本会を賛助する大月税務署管轄区域内の個人又は管轄区域外の法人および個人で、本会の目的および事業に賛同する者とする。
  - 4・名誉会員は、本会の事業に顕著な功績があったもの又は、学識経験者で、理事会の推選にもとづき総会の承認を得た者とする。

#### (資格の取得)

- 第7条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込み手続きにより任意に入会することができる。

#### (会員の権利義務)

- 第8条 会員は、本会の事業活動につきその便宜を受ける権利を有するとともにこの定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

#### (資格の喪失)

- 第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合に至った時は、その資格を失う。
- 一・退会
  - 二・事業の閉鎖又は解散
  - 三・除名

#### (退会)

- 第10条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続きにより任意に退会することができる。

#### (除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名するこ

とができる。

一・会員としての義務の履行を怠ったとき

二・本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為があったとき

2・前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

#### (会費)

第12条 会員は総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2・既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

#### (会員の名簿)

第13条 本会は、別に定める様式により会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2・前項の会員名簿は、会員に異動を生じたつど、これを訂正するものとする。

## 第4章 役員

#### (役員の種類)

第14条 本会に次の役員を置く。

理事		55名以内
うち	会長	1名
	副会長	6名
	専務理事	1名
	常任理事	15名
監事		3名

#### (役員を選任)

第15条 理事及び監事は、総会において正会員たる法人の代表者又はその役職員のうちからこれを選任する。

ただし専務理事は、理事会の承認を得て会長が委嘱する

2・会長、副会長、及び常任理事は、理事の互選によりこれを選任する。

(役員職務)

- 第16条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2・副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはあらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
  - 3・専務理事は、日常の会務を処理し、事務局を監督する。
  - 4・常任理事は、本会の常務を審議処理する。
  - 5・理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議執行する。
  - 6・監事は、民法第59条の職務を行なう。

(役員任期)

- 第17条 役員任期は、2年目の通常総会までとする。但し再任を妨げない。
- 2・増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらずそれぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
  - 3・役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行なうものとする。

(役員解任)

- 第18条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第11条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬)

- 第19条 役員は、原則として無報酬とする。

## 第5章 顧問・相談役・評議員・委員及び職員

(顧問・相談役及び評議員)

- 第20条 本会に顧問、相談役及び評議員を置くことが出来る。
- 2・顧問、相談役及び評議員は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。  
任期は2年とする。
  - 3・顧問、相談役及び評議員は、本会の業務運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(委員会及び部会)

- 第21条 第4条に規定する本会の業務を分担するため、委員会及び部会を設けることができる。
- 2・委員会及び部会の運営に関する規定は、理事会の決議を経て別に定める。

(職員)

- 第22条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。
- 2・事務局には職員3名以上を置き会長がこれを任免する。
  - 3・職員は原則として有給とする。

(規則の制定)

- 第23条 委員会及び事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第6章 会議

(会議の種類)

- 第24条 会議は、総会及び役員会とし会長がこれを招集する。

(総会)

- 第25条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

(総会の開催及び招集)

- 第26条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 2・臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は正会員総数の5分の1以上もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求した時に開催する。
  - 3・総会は、開催の日から少なくとも5日前に会議の目的たる事項日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし会長が止むを得ないと認めたときは、便宜の方法をもってこれに代える事ができる。

(会員の表決権)

- 第27条 正会員は、各一個の表決権を有する。
- 2・正会員は、前項の表決権を行使するため、総会に1名の代表を出席

させる。

- 3・正会員は、委任状をもって総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合委任した会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第28条 総会は、正会員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2・総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第29条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一・事業報告及び事業計画
- 二・決算、及び収入支出予算
- 三・理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- 四・その他会長が必要と認めて付議した事項

(役員会)

第30条 役員会を分けて理事会及び常任理事会とする。

- 2・理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって組織する。
- 3・監事、顧問、相談役及び評議員は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員会の開催及び招集)

第31条 役員会は、会長が必要と認めたとき、これを開催する。

- 2・役員会の招集については、第26条3項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第32条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

- 2・役員会の議事は出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決する所による。

(役員会の付議事項)

- 第33条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。
- 一・総会に提出すべき議案
  - 二・定款の変更に関する議案
  - 三・総会において理事会に委任された事項
  - 四・その他、会務の運営に関して、会長が必要と認めた事項
- 2・常任理事会は理事会に代わり常務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は、次の理事会に報告して、その承認を得なければならない。

(会議の議長)

- 第34条 すべての会議の議長は、会長をもってこれに当てる。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。
- 一・設立当初寄附された財産目録記載の財産
  - 二・会費
  - 三・事業に伴う収入
  - 四・資産から生ずる果実
  - 五・寄附金品
  - 六・その他の収入

(資産の管理)

- 第36条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

- 第37条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。
- 2・基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
  - 3・運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

- 第38条 基本財産は、これを消費し又は抵当権その他の物件のために供してはならない。
- 2・事業の遂行上止むを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限りこれを処分することができる。

(経費)

- 第39条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算収支決算等)

- 第40条 本会の収入支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに、総会の承認を受けなければならない。
- 2・前項の収入支出決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(暫定予算)

- 第41条 やむを得ない理由により事業年度開始までに予算が成立しなかったときは、会長は、理事会の決議を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出する事が出来る。
- 2・前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 3・やむを得ない理由により事業開始前までに予算が成立しなかったときは、その理由及び予算成立見込み時期を、遅滞なく東京国税局へ報告するものとする。

(剰余金の処分)

- 第42条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経てその全部若しくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第44条 この定款は、総会の決議を経て、かつ、東京国税局長の認可を受けな

ればこれを変更する事が出来ない。

(解散)

第45条 本会は、総会において、正会員の過半数が出席しその3分の2以上の決議により解散することが出来る。

(残余財産の処分)

第46条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経て、かつ、東京国税局長の許可を受けて、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

## 第9章 雑 則

(細則)

第47条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

### 附 則

- 1・この定款は、東京国税局長の設立許可があった日から施行する。
- 2・従来、都留法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
- 3・理事、顧問、相談役、評議員及び監事の任期は、設立初年度に限り東京国税局長の設立許可があった日から次の通常総会の日までとする。
- 4・本会の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず東京国税局長の設立許可があった日から昭和51年3月31日迄とする。
- 5・本会の設立当初の役員は、別紙の通りである。
- 6・増員の理事については、東京国税局長の定款の変更認可を待って就任するものとする。

平成7年5月24日第21回通常総会に於いて定款一部改正

- 7・この定款一部改正の第6条、第15条、第41条  
条文の効力発生は東京国税局長の定款の変更許可があった日から施行する。

平成18年5月24日第32回通常総会に於いて定款一部改正